

災害に強いまちづくりをめざして！

自主防災組織設立の手引き

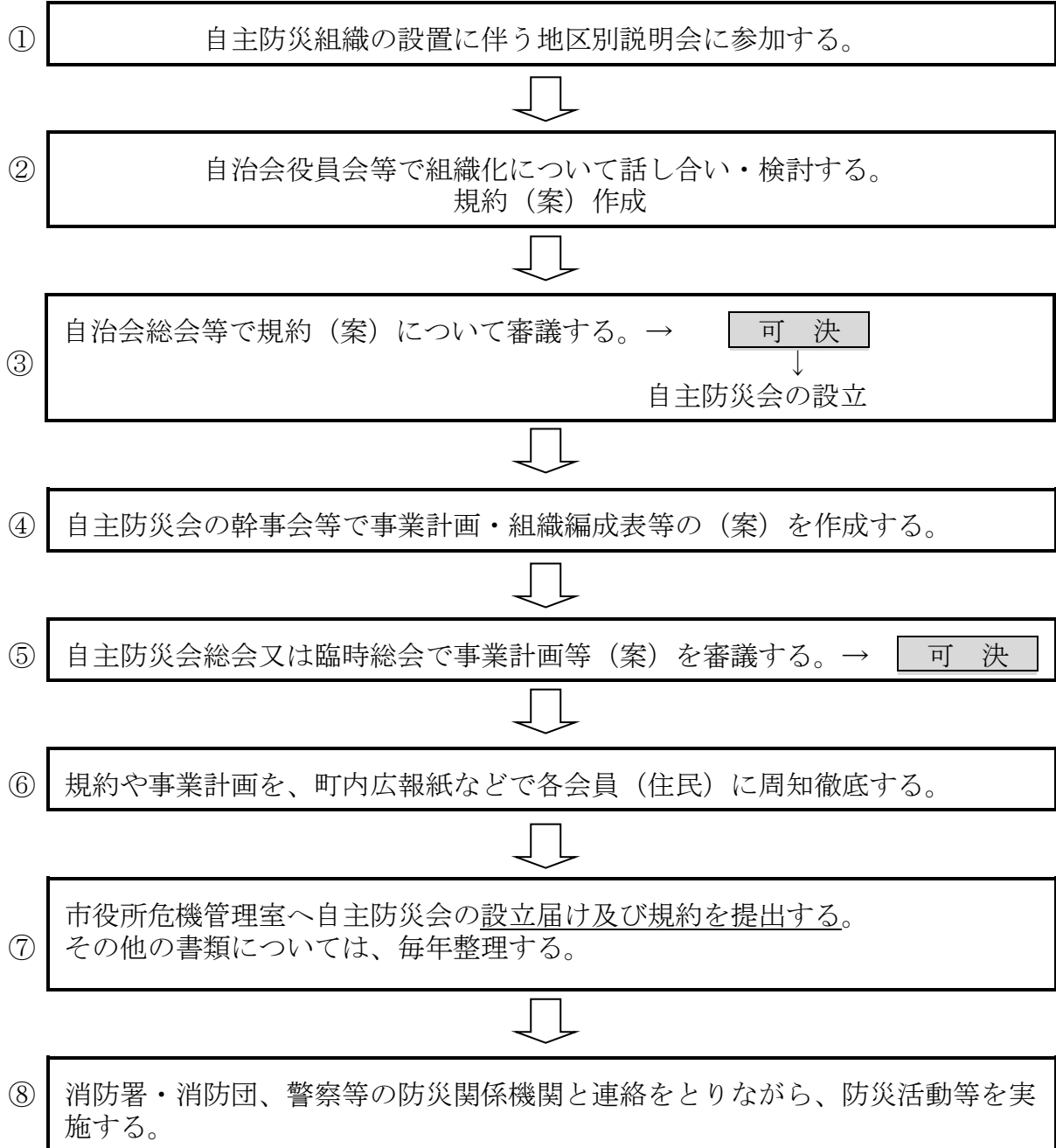
前橋市役所

防災危機管理課

自主防災組織設立までの手順一例

被害を最小限に抑えるためには、地域住民による組織的な防災活動が効果的であります。

「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、災害に強いまちづくりに取り組んでいきましょう。



年 月 日

(あて先) 前 橋 市 長

_____ 自主防災会

会長 _____,

自主防災会設立届

年 月 日、_____ 自主防災会を設立しましたので
お届けします。

なお、自主防災会の規約等については、下記のとおりです。

記

- 1 規 約 別添のとおり
- 2 組織構成員 _____ 人 (役員、班長、班員)
- 3 世帯・人口 _____ 世帯 _____ 人

連絡先 氏名 _____

電話 _____

自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、_____自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第2条 本会の事務所は、_____に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集及び伝達並びに初期消火、救出・救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 地震等の発生時における避難所運営に関すること。
- (5) 防災訓練の実施に関すること。
- (6) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ____人
- (3) 幹事 ____人
- (4) 会計 ____人
- (5) 監査 ____人

2 会長は、_____自治会長をもって充てる。

3 副会長、幹事、会計及び監査は、会長が任命する。

4 役員任期は、____年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、及び地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その任務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営に当たる。
- 4 会計は、本会の会計を処理する。
- 5 監査は、本会の会計を監査する。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第8条 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
- 4 総会は、その付議事項の一部の審議を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長、副会長、幹事及び会計をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会から委任された事項
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めた事項

(会費)

第10条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第11条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

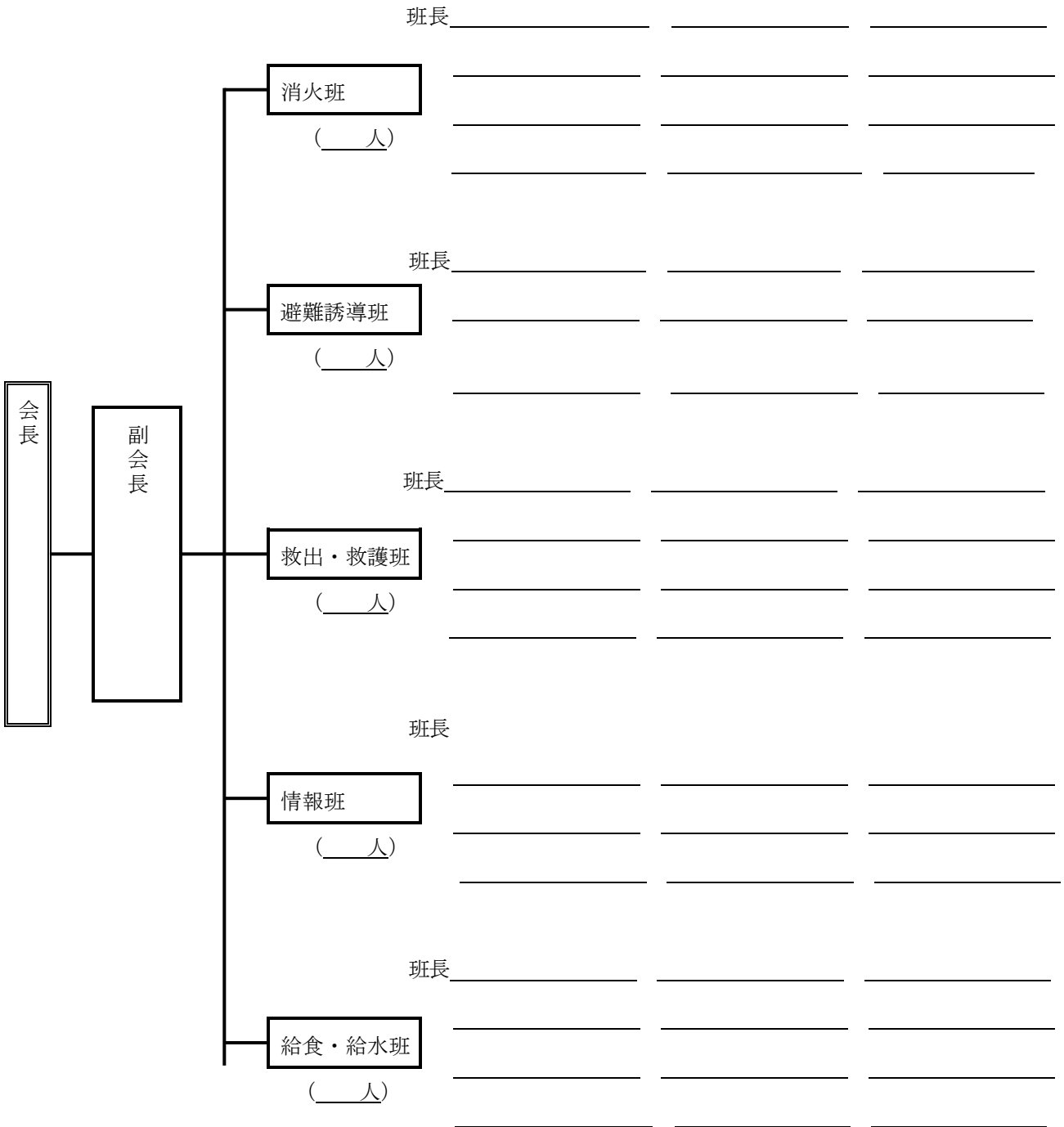
第13条 会計監査は、毎年1回監査が行う。

附 則

この規約は、____年____月____日から施行する。

自主防災会組織

年 月 日 現在



組織構成員 _____ 人
(役員、班長、班員)

